愛南町議会基本条例 検証結果報告書

令和7年3月

議会運営委員会

1.議会基本条例の検証について

条例の検証について議会基本条例第21条及び実施要綱に基づき議会運営委員会において取り組みました。

2.検証の取り組み状況

回数	開催年月日等	協議内容等
1	令和6年8月29日	条例検証作業(検証方法等協議)
		検証評価シートの内容協議
2	令和6年11月29日	条例検証作業(検証方法等協議)
		検証評価シート内容の決定
		議員に評価依頼の決定
	令和6年12月9日	議員全員協議会で検証方法等の説明
		検証評価シートの依頼
	令和7年1月31日	評価検証シート提出日
		議長を除く12名の提出
3	令和7年2月7日	条例検証作業(集計結果・評価・検討・意見の把握)
4	令和7年2月28日	条例検証作業(結果報告書等協議)
5	令和7年3月7日	議長提出 (議員全員協議会で報告)

3.検証方法等について

検 証 方 法 : 評価検証シートにより議員から評価並びに検討事項等意見を回

収し、議会運営委員会において取りまとめ、評価検証を行った。

検証対象期間: 令和6年1月1日~令和6年12月31日

4.検証結果について

「愛南町議会基本条例評価検証シート」のとおり

5.検証まとめ

本検証は、議員一人ひとりが各事項において評価検討を行い、条例に規定している目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で取りまとめました。

令和6年の評価内容は、IからIVの事項において「一部達成された」という評価であり、特にIの事項は、議会広報特別委員会が設置され、議会だより創刊にむけて活動が開始し、町民への情報発信強化と議会活動の透明性の向上が期待されることに伴い、評価も前年より向上しました。一方でVの事項においては、議員報酬の見直しの協議、審議会での意見陳述等を行い成果実績はありましたが、災害に対する対策会議内容の共有はあるものの災害対応について進捗していないことから「ほとんど達成されていない」という評価で前年より低下しました。

今後は、検証で把握された課題等について全議員が共有し、議会として達成に向けて改善策の協議、検討に努めることが重要と考えます。

なお、本検証結果については、議長に提出すると共に議員全員協議会で報告を行います。また、愛南町ホームページに掲載し、広く周知を図ります。

○愛南町議会基本条例の検証に関する実施要綱

令和3年3月19日令和3年愛南町議会告示第9号

愛南町議会基本条例の検証に関する実施要綱 (趣旨)

1条 この告示は、愛南町議会基本条例(令和3年愛南町条例第11号。 以下「基本条例」という。)第21条の規定に基づき、この条例の目 的の達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果 の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

(検証体制)

- 第2条 基本条例の検証は、議会運営委員会において行うものとする。 (検証項目及び検証対象期間)
- 第3条 検証項目及び検証対象期間は、議会運営委員会において決定するものとする。

(検証結果の公表等)

- 第4条 検証結果の公表等については、次のとおりとする。
 - (1) 議会運営委員会は、検証結果報告書を議長に提出するとともに、議員全員協議会において検証結果の報告を行うものとする。
 - (2) 議長は、検証結果報告書を議会ホームページに掲載するなど、 広く周知を図るものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

【愛南町議会基本条例 抜粋】

第9章 継続的な検討

- 第21条 議会は、毎年この条例のとおり運営しているかの検証を議会 運営委員会において行うものとする。
- 2 議会は、前項の検証のほか、町民からの意見、社会情勢の変化、 法律の改正等を常に考慮し、必要に応じてこの条例の改正を含む適 切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正するに当たっては、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

	I 活動	原則及で	が議会活性化に関する事項
評価事項	の向上に資	する。議会、	会となることにより町政の健全な発展、町民生活 、議長及び議員の活動原則をもとに法令規則等を 、議会活性化に取り組むよう努める。
評価内容	評価 3.7	(3.6)	5:十分達成された 4:概ね達成された 3:一部達成された 2:ほとんど達成されていない 1:未着手
評価理由	「議会だより発行準備特別委員会」の活動を終了し、「議会広報特別委員会」を新設。町民への情報発信強化と議会活動の透明性向上が期待される。各常任委員会の積極的な調査研究やすべての会議の放送を求める請願を採択し準備が始まったことで概ね達成できたと評価。		
現況及び取状況等	1. 議会の審議 第1回臨時会(1月) 原案可決2件 第2回臨時会(2月) 原案同意1件 第1回定例会(3月) 原案可決38件、報告1件、請願不持 第2回定例会(6月) 原案可決19件、原案承認2件、 原案否決1件、請願不採択1件、報 第3回定例会(9月) 原案可決11件、原案認定10件、 原案適任2件、原案否決1件、報告 第3回臨時会(11月) 原案承認1件、原案同意1件 第4回定例会(12月) 原案可決16件、原案可決(追認)3 原案同意3件、報告1件、請願採択 請願不採択1件		原案同意1件 原案可決38件、報告1件、請願不採択1件 原案可決19件、原案承認2件、 原案否決1件、請願不採択1件、報告2件 原案可決11件、原案認定10件、 原案適任2件、原案否決1件、報告4件) 原案承認1件、原案同意1件) 原案可決16件、原案可決(追認)5件、 原案同意3件、報告1件、請願採択1件、 請願不採択1件 員会 ○現状課題と今後の対応について調査研究」 ・選について」 ・登かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電 ・の促進に関する条例について」 ・関する特別委員会 ・校の利活用に関する調査研究」 ・準備特別委員会 ・準備特別委員会

- 3. 議会活性化
- (1) 愛南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定
 - 3月21日 条例制定可決
 - 7月1日 請負の状況の公表
- (2) 議員報酬の改正
 - 5月24日 議員報酬見直し要望書の提出
 - 8月29日 第2回愛南町議員報酬及び特別職給料審議会において、 議員6人が出席し意見陳述
 - 9月19日 議員報酬額改定に関する答申書
- 11月13日 パブリックコメントに対する議会回答を提出
- 12月9日 議員報酬改定条例可決
- 12月17日 議員報酬改定案意見に対する議会回答を公表
- (3) 愛南町議会解散に関する決議の発議
- 9月13日 愛南町長選挙と愛南町議会議員選挙を同時選挙とするため、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定を適用した愛南町議会を解散する決議の発議は特別多数決により否決
- (4) 議会報告会において託児の実施
- 11月20日 議会報告会において子育て支援員経験者2人による託児を実施し、報告会参加者2人が希望され、子ども4人を預かった。
- (5) 議会だより発行準備

令和5年6月12日に設置された議会だより発行準備特別委員会は議会だよりの発行に当たって基本となる愛南町議会だより発行要領(案)及び愛南町議会だより編集要領(案)を作成し発行へ方向づけた。令和6年12月9日に議会広報特別委員会が設置され、議会だより創刊にむけて活動が開始した。

今後の 取り組み (検討項目)

議会だより発行に関する常任委員会の設置、委員会の活動が議会としての力になるような取組。

また、戸別訪問問題の分析と再発防止、議会の活性化の前に議員の意識改革をすべきとの意見や政務活動費の導入について早急に検討する。

町民との意見交換会を年に1回のみではなく何度も行う。出された課題について、議会としても委員会で調査して政策提言に結びつけることの検討。

第1条 町民の負託に応える議会を実現

- (1) 議会と議員の役割の明確化
- (2) 議会の活性化及び充実のために必要な基本的事項の定め

関連条文 第2条 最高規範として尊重

- (1) 理念・原則を遵守した議会運営
- (2) 研修による理念の浸透
- 第3条 4つの活動原則

5

- (1) 積極的な議会情報の公開により説明責任を果たす
- (2) 町民の意見の町政への反映
- (3) 町政の監視・評価
- (4) 必要に応じた条例・規則の見直し

第4条 3つの活動原則

- (1) 自由討議の重視
- (2) 町民の意見の的確な把握、不断の研鑽と町民全体の代表者としてふさわしい活動
- (3) 町民全体の福祉の向上を目指すこと
- 第5条 議長・副議長選出に当たっての所信表明

第6条 3つの活動原則

- (1) 中立・公正な職務遂行
- (2) 品位の保持
- (3) 民主的・効率的な議会運営

第12条 自由討議の拡大

- (1) 議員相互の討議の拡大
- (2) 意見調整としての議員全員協議会

評価事項	Ⅱ 町民と議会に関する事項				
計圖爭填	「会議の原則公開」と「公聴機会の活用」について公平性と透明性を確保するための取り組みに努める。				
評価内容	評価(前年)5:十分達成された4:概ね達成された3:一部達成された				
PT IMI 174	3.6 (3.8) 2:ほとんど達成されていない 1:未着手				
評価理由	車座方式での団体との意見交換が実施され、議会の公平性と透明性を 確保する取り組みができたと評価している。 議会だよりの創刊を予定しており、透明性等取組を実施。 すべての会議の放送を求める請願を採択し準備が始まった。 また、請願の提出者の説明を聞く機会が設けられた等の理由により概 ね達成できたこと等の評価。				
現況及びみ状況等	1.会議の原則公開、資料の公開 (1)本会議(定例会、臨時会)会議公開:傍聴、CATV 放送、インターネット中継 h p掲載:議事日程、一般質問通告書、議案、所管事務調査報行 書、委員会報告書、議員派遣結果報告、会議録 閲覧資料:議事日程、一般質問通告書、議案、所管事務調査報行 書、委員会報告書、議員派遣結果報告、報告資料等 会議録 配布資料:議事日程、一般質問通告表 広報掲載:議案等表決結果一覧表 (2)委員会等(常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員全員協議会、所信表明会)会議公開:傍聴 h p掲載:会議録 閲覧資料:次第、会議資料 配布資料:次第 (3)その他 h p掲載:議員名簿、議長交際費支出状況、裁判判決報告 2.傍聴者数 (1)本会議 第1回臨時会(1月)会期1日 人数1人 第2回臨時会(2月)会期1日 人数2人 第1回定例会(3月)会期1日 人数2人				

第3回臨時会(11月) 会期1日 人数3人 第4回定例会(12月) 会期8日 延べ人数18人

(2) 委員会・議員全員協議会

総務文教常任委員会9回延べ人数 12 人産業厚生常任委員会6回延べ人数 0 人議会運営委員会14回延べ人数 25 人議会だより発行準備特別委員会7回延べ人数 6 人議会広報特別委員会1回延べ人数 0 人内海中学校の利活用に関する特別委員会1回延べ人数 1 人議員全員協議会19回延べ人数 49 人

- 3. 公聴会及び参考人制度の活用
- (1) 4月26日 産業厚生常任委員会 参考人 えひめ南農協1人
- (2) 12月10日 総務文教常任委員会 参考人 請願者1人
- (3) 12月10日 議会運営委員会 参考人 請願者2人
- 4. 請願等における提出者の説明機会の確保
- (1) 請願 4件(採択1件、不採択3件、説明機会2件)
 - ・12月10日 総務文教常任委員会 請願者1人
 - ·12月10日 議会運営委員会 請願者2人
- (2) 陳情 11件(審査報告0件、議員配布11件、説明機会0件)
- 5. 議会報告会の開催
- (1)11月20日開催 愛南町役場大会議室 参加団体12団体、参加者24人、傍聴者2人 子育て支援員経験者2人による託児の実施
 - ① 議会の活動状況報告
 - ② 団体との意見交換 テーマ「子育て支援について」 愛南町PTA連合会(小8人、中3人、小中1人)12人 保育所保護者会(8団体各1人) 8人 あいなん幼稚園PTA 1人 こぶたたんぽぽポケットとんぼ 1人 愛南町母子寡婦福祉会 若年母子支部 2人
 - ③ 議会報告会後の議会対応 意見交換会で意見抽出に対し議会回答 子育て支援に関する一般質問 3人 国会、関係省庁へ子育て支援の充実強化を求める意見書提出 議員報酬改定案に対する意見に対し議会回答

請願採択による愛南町の委員会中継の実現に向け、議会運営委員会 で、委員会等の中継に関する検討。 議会基本条例8条は、意見交換や公聴を目的とするものも含む表現に 今後の 改正することを検討。 テーマにそった議会報告会を続けていくべきで、テーマの検討。 取り組み 要望書の扱い基準の再考。 (検討項目) 本会議以外の委員会、全協会議録の検索システム化の検討。 会議の録画放送を議案ごと、一般質問の議員名や質問項目から検索で きる機能付けの検討。 第7条 会議の公開と公聴機会の充実 (1) 会議の原則公開、資料の公開努力 関連条文 (2) 公聴会及び参考人制度の活用 (抜粋) (3) 請願等における提出者の説明機会の確保 第8条 議会報告会(年1回以上)の開催

⇒T; /¬¬	Ⅲ 議会	と行政に	工関する事項	
評価事項	議会が町政の運営状況を「監視、評価」する緊張関係を保持するととも に、広く町政上の議論を行うよう努める。			
評価内容	評価	(前年)	5:十分達成された 4:概ね達成された 3:一部達成された	
	3. 2	(3. 7)	2:ほとんど達成されていない 1:未着手	
評価理由	定例議会等において、町の提出議案に対してしっかり議論を行い、民意を反映した議決となるよう努められている。 決算・予算勉強会の実施、全員協議会等で幅広く議論しており概ね達成できたと評価がある一方なれ合い過ぎた、行政の政策議案提出に際し議会基本条例第10条に基づき示されるようになったものの、その内容が薄いものが多く、行政に対し10条の実行について、議会としてより客観的で十分な情報を求めるべきとの評価。			
現況及び取り組等	客観的で十分な情報を求めるべきとの評価。1.意見書・決議文の提出 第2回定例会(6月) 地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」 の慎重審議を求める意見書 否決 第3回定例会(9月) 防災・減災・国土強靭化対策の更なる推進を求める意見書 可決 第3回定例会(9月) 愛南町議会解散に関する決議について 否決第4回定例会(12月) 子育て支援の充実強化を求める意見書 可決2.一般質問 第1回定例会(3月) 5人 第2回定例会(6月) 7人			

愛南町議会基本条例評価検証シート

	(3)予算提言令和6年度一般会計当初予算 該当なし(4)議員全員協議会において予算・決算勉強会の実施3月11日、12日 予算勉強会9月9日、10日 決算勉強会		
今後の 取り組み (検討項目)	第 10 条論点は再検討。 財政、予算、決算に関して、議員間での更なる勉強会。 町民の福祉向上のため理事者提案の議案について熟議し、政策提言で きる議会になるための検討。		
関連条文 (抜粋)	第9条 執行部の反問 第10条 議会審議における論点の明確化 重要政策提案8項目の条件 第11条 予算及び決算における政策説明資料の提出		

	₩ 業々	- 及です	数目の休割敷備に関わる重百		
評価事項	IV 議会及び事務局の体制整備に関する事項				
	議員研修の充実、特別委員会の設置、議会事務局の調査及び法務能力の 強化、議会図書室の充実を図る。				
	評価	(前年)	5:十分達成された 4:概ね達成された 3:一部達成された 2:ほとんど達成されていない 1:未着手		
評価内容	3.6	(3.9)			
評価理由	目的をもった議員研修が出来ている。 重要案件に関しては、必要に応じ特別委員会を設置して十分な協議検 討が成されており、議会だより発行準備特別委員会を設置し、議会だよ り発行につながった。 図書室は充分なのか。 議事録完成が早まったものもあり、議会録画のアップも早くなった。				
現り組み状況等	(2①日対講テ参②日対講テ 講テ参(3(4)日対講)第時 加第時 加))町時 瀬 加))町時 関回会 議回会	議研議場象師マ員議場象師マー師マ員基他会場象師員修員::::員::::::本議議:::研ー研8町大報3研1町香「~夕人11条長長5正大修「修月議正報人修月議川海能レ生人例が・月副正・・会で会プ酬・会 ララブルを	・・・改選年度実施 会(愛媛県町村議会議長会) ら日(月)・松山市会議員及び議会事務局長等で学 江藤俊昭 氏・政務活動費を考える論点と手続き」 会(四国地区町村議会議長会研修会と合同開催) 31日(木)・担当県:香川県高松市会議員及び議会事務局長等で学 金田義行 氏トラフ巨大地震災害を乗り越えるために登半島地震の教訓を活かす〜」と、トラフ巨大地震災害を乗り越えるために登半島地震の教訓を活かす〜」と、古人・西川きよし 氏は小さなことからコツコツと」 に関する研修・・改選年度実施公要と認める研修 引議長研修会(全国町村議会議長会) 21日(火)・東京都「東京国際フォーラム」会長で学教授 江藤俊昭 氏のなり手不足は「住民自治の危機」		

その打開の道を探る」

講師:弁護士・元流山市政策法務室長 帖佐直美 氏

テーマ:「ハラスメント〜自治体議員が注意すべきポイント〜」

講師:慶應義塾大学法学部政治学科教授 谷口尚子 氏

テーマ:「将来の地方議会を担うのは誰か?

~若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現~ |

参加議員:正副議長2人

② 愛媛県町村議会議長会議長視察研修会 (愛媛県町村議会議長会)

日時・会場:7月17日(水)~21日(日)・台湾(公益財団法人 日

本台湾交流協会 台北事務所、台北市政府消防局、慈済

基金会北分会 (新店靜思堂)、鶯歌高級工商職業學校)

対 象:議長

参加議員:議長1人参加

③ハラスメント防止議員研修(男女共同参画関連研修)

日時・会場:6月28日(金)・愛南町役場 大会議室

対 象:議会議員14人

講師:NPO法人こころ塾 中原未知生 氏

テーマ:「男女共同参画の観点から考える」

参加議員:12人参加

④議員研修(大学教授等による研修)

日時・会場:6月21日(金)・愛南町役場 大会議室

対 象:議会議員14人

講師:早稲田大学マニフェスト研究所事務局長 中村 健 氏

テーマ:「愛南町議会の広報改革その2~地域経営の視点で~」

参加議員:14人参加

⑤議員研修(総務省統計局EBPM研修)

日時・会場:9月18日(水)・愛南町役場 議員協議会室

対 象:議会議員14人

講師:総務省統計研究研修所研究部長 永井恵子 氏

テ ー マ: 「地方議会における EBPM の推進について」

参加議員:14人

⑥令和6年度愛南町職員・教職員・議員等人権同和教育研修会

日時・会場:6月19日(水)、20日(木)どちらか・御荘文化センター

対 象:議会議員14人

講師:口演家 矢野大和 氏

テーマ:「必要とされる喜び

~コミュニケーション能力を高めるためには~|

参加議員:12人

⑦ハラスメント防止議員研修

(男女共同参画関連研修(全国町村議会議長会))

日時・会場:10月4日(金)・愛南町役場 議員協議会室

対 象:議会議員13人

講師:一般社団法人公務員研修協会 代表理事 高嶋直人 氏

テーマ:議員のためのハラスメント防止研修

参加議員:12人

2. 特別委員会の設置

(1) 議会だより発行準備特別委員会

(令和5年6月12日設置~令和6年12月6日終了)

目的:議会だよりの発行準備に関する調査研究

定数:6人

(2) 内海中学校の利活用に関する特別委員会

(令和5年9月15日設置~令和6年3月8日終了)

目的:内海中学校の利活用に関する調査研究

定数:13人

(3) 議会広報特別委員会(令和6年12月9日設置~)

目的:議会広報の編集及び発行

定数:6人

3. 議会事務局(4月1日現在)

職員数: 3人(兼務2人、専任1人)

4. 議会図書室の利用状況

図書借覧(議員)延べ人数2人、3冊図書閲覧(一般)延べ人数2人、2冊

今後の 取り組み (検討項目) 各分野の専門家による研修の実施、議員の資質向上のため J I AM等の研修への積極的な参加及び研修の予算確保。

事務局のオーバーワークの解消、議事録完成までの期間短縮。

図書の充実、議会活動に必要な情報を議員が取得できるようデータベ

ース、AI などのアクセス導入を検討すべき

第13条 議員研修の充実強化

関連条文 (抜粋)

第14条 特別委員会の適切な設置運営

第15条 議会事務局の体制整備

第16条 議会図書室の充実

	ママ (本の)			
V その他に関する事項 議員は町民全体の代表者として高い倫理性を常に自覚して行動することに努める。災害対応として町長等と協力し危機管理体制の整備に努めること。また基本条例の目的達成状況等検証し継続的な検討を行うよう努める。				
評価 2.9	(前年)	5:十分達成された 4:概ね達成された 3:一部達成された 2:ほとんど達成されていない 1:未着手		
基本条例の目的達成状況等継続的に検証を行うよう努めている。 各災害に対する対策会議内容の共有はあるものの災害対応について 進捗していない。 特別報酬審議会で議員報酬の見直しを意見陳述した。				
特別報酬審議会で議員報酬の見直しを意見陳述した。 1. 議員報酬の改正 5月24日 議員報酬見直し要望書の提出 8月29日 第2回愛南町議員報酬及び特別職給料審議会において、議員6人が出席し意見陳述 9月19日 議員報酬額改定に関する答申書 11月13日 パブリックコメントに対する議会回答を提出 12月9日 議員報酬改定条例可決 12月17日 議員報酬改定案意見に対する議会回答を公表 2. 災害対応 (1)令和6年4月17日震度6弱地震発生 4月18日 第1回災害対策本部会議議事録情報共有 4月18日 第2回災害対策本部会議議事録情報共有 4月18日 第3回災害対策本部会議議事録情報共有 4月18日 第4回災害対策本部会議議事録情報共有 (2)令和6年8月8日白灘震源震度2(南海トラフ地震臨時情報) 8月8日 第1回災害警戒本部会議議事録情報共有 (3)令和6年台風10号 8月29日 第1回災害対策本部会議議事録情報共有 8月29日 第2回災害対策本部会議議事録情報共有				
	SPI 2.9基各步時議月月月月月月大災し別長月月月月大災し別日月月月月大月月月月月月日月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月日日日日日日日日日日	 (新年) (3.2) (3.4) (3.4) (3.2) (3.2) (3.2) (3.2) (3.4) (3.2) (4.2) (5.2) (6.2) (7.2) (7.2)		

3.継続的な検討 検証委員会:議会運営委員会 検証作業期間:令和5年9月~令和6年2月 検証方法:評価検証シートにより議員から評価並びに検討事項等意見 を回収し、議会運営委員会において取りまとめ評価検証。 検証評価期間:令和5年1月1日~令和5年12月31日 令和6年3月8日 条例検証結果を議長へ提出(令和5年分) 令和6年3月12日 議員全員協議会で報告 町民の代表者としての意識をもっと自覚し、議員各自が議員報酬に見 今後の 合った活動をすること。 コンプライアンス研修の充実、ハラスメントがあった場合の相談窓 取り組み 口、処理について、客観的な第三者機関に委託の検討。 (検討項目) 災害対応の訓練の実施、BCP計画の策定検討。 第17条 町民全体の代表者としての高い倫理性 第18条 議員定数の改正 第19条 議員報酬の改正 第20条 災害対応 (1) 町長と協力した危機管理体制の整備 関連条文 (2) 議会災害対応要綱による活動 (抜粋) 第21条 条例による運営状況の検証 (1) 議会運営委員会による検証 (2) 必要に応じた条例改正と説明責任 第22条 この条例に定めのないものについては、議長が議員全員協議 会を招集し、その意見を参考に決定